



20川人委調第474号

平成21年2月27日

川崎市議会

議長 鍋 木 茂 哉 様

川崎市人事委員会

委員長 西 澤 秀 元

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

平成21年2月18日付け20川議議第794号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第2号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

この条例案は、本委員会が行った「職員の給与に関する報告」の趣旨に沿い、教員特別手当の限度額を引き下げること及び市立高等学校に学校教育法の規定に基づく主幹教諭を置くことに伴い、所要の整備を行おうとするものであり、異議はありません。

議案第3号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

この条例案は、市立高等学校に学校教育法の規定に基づく主幹教諭を置くことに伴い、所要の整備を行おうとするものであり、異議はありません。